

## 善通寺市未来クルパーク 2 1 条例を廃止する条例（案）

善通寺市未来クルパーク 2 1 条例（平成 1 2 年善通寺市条例第 4 号）は、廃止する。

### 附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（善通寺市の重要な公の施設等に関する条例の一部改正）

第 2 条 善通寺市の重要な公の施設等に関する条例（昭和 4 0 年善通寺市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 1 0 号を削り、第 1 1 号を第 1 0 号とする。

新旧対照表（善通寺市の重要な公の施設等に関する条例の一部を改正する条例）

改正後	改正前
<p>(重要な公の施設)</p> <p><b>第2条</b> 重要な公の施設は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(重要な公の施設)</p> <p><b>第2条</b> 重要な公の施設は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10)</u> <u>未来クルパーク21</u></p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>